

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1節 非核、平和のまちづくり

体系

1 非核平和への貢献

- (1) 非核平和意識の普及
- (2) 非核平和事業の推進

動向と課題

- 21世紀においてもなお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの人びとが犠牲になり、なかでも子どもや女性が傷つき命が失われています。また、核兵器の開発や関連技術の流出による核拡散の懸念が深まるなど、人類の平和と共存に大きな脅威を与えており、国際紛争の平和的解決を主張することは、わが国が担う役割です。
- 世界最初の核被爆国であるわが国の自治体として、本市も全国の非核平和宣言都市と連携して核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、核兵器廃絶運動の輪をさらに広げていく必要があります。
- 本市は、平和を希求する市民の総意の下に、非核三原則の完全な実施と核兵器の廃絶を訴えた「非核平和都市宣言」の決意を新たにし、戦争の悲惨さと平和の尊さを次代に伝えるなど啓発に努めるとともに、非核平和についての幅広い施策の展開を図り、「非核平和都市宣言」をより実効あるものにする必要があります。

基本方向

- 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民とともに平和を愛するまちづくりを進めます。

計画

1 非核平和への貢献

(1) 非核平和意識の普及

学校教育や社会教育を含むあらゆる場において、非核平和意識の普及と高揚を図ります。また、平和祈念資料室の充実、市民平和のつどいの開催などにより、核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業を推進します。

(2) 非核平和事業の推進

非核平和事業への市民の自主的な参加を促進し、市民とともに非核平和のための諸事業を進めます。また、平和を願う市民の自主的な活動を育成するため、情報を提供するなど必要な支援を行います。さらに、非核平和宣言都市や関係機関などとの交流を進め、情報の収集を図ります。



第2節 人権を尊重するまちづくり

体系

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

動向と課題

- 1 世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。そしてこれまで、「人権教育のための国連10年」の取組や「子どもの権利条約」の締結など、人権尊重への国際的な取組が広がり、国においてもさまざまな取組が進められてきました。すべての人が個人として尊重され平等な権利の下に生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する市民の理解を得ることもまた重要です。
- 2 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。また、犯罪被害者及びその家族の人権侵害や、社会の変化に伴って高度情報機器を利用した新たな人権侵害なども起きており、これらの問題の解決に向けてさらに取り組む必要があります。
- 3 一人ひとりの命の大切さや人としての権利が侵されることなく、真に個人が尊重される社会をつくるため、本市は、平成12年（2000年）に「人権尊重の社会をめざす条例」を施行しました。また、総合的に人権に関する施策を推進するために「人権施策基本方針」を策定しました。すべての人びとの基本的人権が尊重され、人が輝くまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせ、「人権施策基本方針」に基づき施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計画

1 人権の保障

(1) 人権教育と啓発の推進

学校教育や社会教育を含むあらゆる場を活用し、多様な個性や価値観を認め合い、人を思いやる豊かな人権感覚を培う教育と啓発に取り組みます。また、市民の自発的な学習意欲を育てていけるような啓発に努めます。

(2) 相談・支援の強化

各種相談窓口の連携を強化し、相談者の自立支援に向け実効性のある相談・支援体制の構築に努めます。また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、関係機関との連携を深めます。

(3) 情報提供と連携

人権に関する情報収集の充実を図るとともに、さまざまな広報媒体を通じて情報を提供します。また、市民の自主的な団体や、学校、企業、NPOなどに対して人権教育や啓発方法などについての情報提供に努め、市民とともに人権の視点に立った事業を促進します。

(4) 交流の促進

人と人とのふれあいを通じて、市民が互いに理解を深め、真に豊かな人権感覚を身につけるため、より多くの市民に呼びかけて地域交流を進めます。

第3節 男女共同参画のまちづくり

体 系

1 男女共同参画社会の実現

2 男女共同参画に向けての意識改革

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

- (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
- (2) 労働の場における男女共同参画の推進

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

- (1) 地域社会への男女共同参画の推進
- (2) 市政への参画

動向と課題

- 1 固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの実態も明らかになっています。男女が性別にかかわらず、その個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。
- 2 国は、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。また、平成13年（2001年）に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

- 3 本市は、平成14年（2002年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例の実現を図るため、平成15年（2003年）に「男女共同参画プラン」を策定しました。

条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計 画

1 男女共同参画社会の実現

「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民との連携を進め、評価基準の設定を行うなど、プランを効果的に推進します。

男女共同参画施策への苦情や、性別による権利侵害に関する相談を受け、勧告や調査、助言を行う苦情等処理委員制度の普及と活用を図ります。

2 男女共同参画に向けての意識改革

男女共同参画の推進に向けての調査研究や情報収集・提供等を行うとともに、意識改革を進めるために、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発や学習を進めます。また、日常生活の中に組み込まれた性別による役割分担から生じる、市民のさまざまな悩みを受け止めて、相談に応じることができるよう、体制の充実を図ります。

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

(1) 家庭生活への男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画について啓発に努めるとともに、仕事と家事・育児・介護などの両立支援や、妊娠・出産期における健康の支援のための環境整備を事業者と協働して進めます。

また、女性のさまざまな就労を拡大するために、能力発揮や起業に向けて支援します。

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

女性の思春期から高齢期までの年代に応じた健康の保持・増進のための支援に努めるとともに、男女が性に関する正しい理解を深めるための情報提供等の施策の充実を図ります。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発を進めるとともに、関係機関などと連携し、被害者支援施策を推進します。

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

(1) 地域社会への男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、女性関係団体やグループなどの学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、さまざまな課題の解決をめざし、地域で活動する人材の育成を進めます。

(2) 市政への参画

女性の意見を行政に反映させるため、各種審議会等への参画を進めるなど、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

女性の年齢階層別労働力率 平成12年(2000年) 国勢調査による

